

## ライツ・オフリングの手續期間の短縮化に係る対応

### 1. 改正趣旨

会社法第 277 条の規定による新株予約権無償割当てにおいては、海外のライツ・オフリングや国内の公募増資と比較して、発行者が新株予約権の発行を決定してから新株予約権行使を経て資金調達を完了するまでの期間が長期に亘ることから、当該期間の短縮が求められている。こうした状況を踏まえ、ライツ・オフリングに関して、発行者の機動的な資金調達が可能となるよう、権利割当日に係る取扱い及び総株主通知の手續期間の見直しを行うこととし、所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

#### (1) 権利割当日の設定に係る取扱い

現行、振替制度において、発行者がライツ・オフリングをする場合には、機構は、会社法上の基準日（会社法第 124 条第 1 項）を定め、権利割当日における株主を確定することとしているが、会社法上は、必ずしも基準日を定めることは、求められていないことから、現行の「基準日を定める方法」の他に「総株主通知の請求により株主確定日を定める方法」でも権利割当日を定めることが可能となるよう所要の改正を行う。なお、株式の無償割当て及び新株予約権付社債の無償割当てについても同様の改正を行う。

#### (2) 総株主通知に係る手續期間の短縮

##### ① 総株主通知の請求時期の改正

現行、発行者が総株主通知の請求を行う場合には、株主確定日の前営業日から起算して 9 営業日前の日までに、機構に対し請求することとしているが、ライツ・オフリングに係る株主を確定するための総株主通知の請求の場合に限り、総株主通知の請求時期を株主確定日の前営業日から起算して「8 営業日前の日まで」に、機構に対して請求するよう所要の改正を行う。

##### ② 総株主通知日程案内の通知時期の改正

現行、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に機構加入者に対して通知している総株主通知日程案内の通知時期を、総株主通知の請求が①により株主確定日の前営業日から起算して 8 営業日前の日にされた場合に限り、株主確定日の前営業日から起算して「6 営業日前の日」

に通知するよう所要の改正を行う。

### 3. 施行日

平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

以 上